



村上裁判長の

無謀な訴訟指揮を弾劾する！

経産省まえテントひろ
ばの声明を掲載します。

東京地裁による

テント裁判「結審」

強行を弾劾する

十二月三日、東京地裁
大法廷にて、テント裁判
第九回口頭弁論が行われ
た。今回の口頭弁論では、
前回法廷で、当事者参加
を申し立てた四三名のう
ち、福島的女性たちをは
じめとする六名が法廷内
に入り、福島県双葉町で
三・十一事故に遭遇し、

現在も都内に避難してい
る亀屋幸子さんの感動的
な陳述が十五分にわたっ
て行われた。法廷をうめ
る多くの人々が涙ながら
に聞き入った。

ところがその直後に、
村上正敏裁判長（民事三
七部）は、「合議のため、
五分間休憩します」とい
い、三名の裁判官は合議
室に消えた。そしてこの
「休廷」ののち、裁判長
は、弁護士の証拠・証人
調べ請求を却下、続いて
間髪を入れず「今回の法
廷で弁論は終わります」

とつぶやき、閉廷を宣言
することもなくそそくさ
と姿を消した。一瞬の出
来事だった。請求却下直
後に弁護士が「忌避」を
申し立てたが無視した。

傍聴席の多くが何が起き
たのか理解できなかった
が、これが昨年三月以来
続いてきたテント裁判の
「結審」だった。

弁護士らは、直ちに裁
判部に抗議したが、村上
裁判長は姿を見せず、一
切の要請・確認にも応じ
なかった。裁判長の「審



「霞が関のへそ」と呼ばれる。
原発推進の経産省の前に鎮座。
全国の脱原発運動の交流拠点
にもなり、海外メディアも取材に
訪れる。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

議終了」発言の前に、われわれは「忌避」を申し立てた。裁判は止まっているはずだ、という抗議にも一切回答しなかった。シナリオ通りに法廷は進行した。

先日の進行協議で裁判所は、次回第十口頭弁論の期日を来年二月二六日と指定した。また今回法廷では前記・亀屋さんの陳述を認めるなど、被告とその代理人側の意向に應えるかのようなポーズをとりながら、だまし討ち的に「結審」を強行したのだ。

われわれは、怒りをもって村上裁判長の無謀な訴

訟指揮を弾劾する。これは、国・経産省の意に沿った、鹿児島・川内原発再稼働情勢の切迫と一体となった暴挙である。福島原発事故は終わったどころか、始まったばかりだ。廃炉への道のりは少なくとも数十年といわれている。にもかかわらず原発の再稼働・輸出などにひた走る安倍政権の血迷った暴走は、まさしく亡国の道である。われわれは許すことも、諦めることもできない。引き続き、脱原発の砦・テントを守り抜き、原発をなくし、再稼働を阻止するために全力をあげる決意である。

テント追出し訴訟とは～

2013年3月29日付で、国は、経産省前テントひろばの明け渡しと一千万円の損害金なるものを請求して、東京地裁に訴えをおこしてきた。福島から東京に避難してきたある女性は、テントを「第二のふるさと」と言う。テントは、原発事故によって離散させられている福島の人々の思いが集まる場であり、脱原発を実現しようとする人々の出会いの場ともなってきた。その多くの力に支えられたからこそ、一年半を超えてテントは立ち続けてきた。なのに被告は2名。多くの人が当事者として、応援団として名乗りをあげ裁判闘争は

闘われてきた。

弁護団は146名。南労会闘争の弁護人を引き受けてこられた佐藤昭夫先生らも参加。熱血漢の大口弁護士は事務所が近く右翼の襲撃などがあると駆けつけ身体をはってテントを守ってこられた。

「経産省前テントひろば応援団」への賛同、参加呼びかけ人は落合恵子（作家）、加藤登紀子（シンガーソングライター）、鎌田 慧（ルポルタージュ作家）、神田香織（講談師）、澤地久枝（作家）、瀬戸内寂聴（作家）、中畠哲演（僧侶）、広瀬 隆（作家）、三上元（静岡県湖西市市長）、ミサオ・レッドウルフ（イラストレーター）。

～ご注目とご支援をよろしく～